

[事案 2020-337] 契約解除取消請求

・令和3年9月10日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反がなかったこと等を理由に、契約解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

事故で入院したため、平成30年7月に契約した入院一時金給付保険にもとづき給付金を請求したところ、災害入院一時金および災害入院給付金は支払われたが、通院・投薬歴の告知義務違反があったことを理由に契約を解除された。しかし、以下等の理由により、契約解除を取り消してほしい。

- (1)腰部脊柱管狭窄症および変形性両膝関節症は、主治医がビタミン剤を処方するために便宜的に付けていた傷病名に過ぎず、実際の罹患はなかった。
- (2)仮に腰部脊柱管狭窄症および変形性両膝関節症に罹患していたとしても、自覚がないので告知義務違反については重大な過失はない。
- (3)主治医は、保険会社が契約解除の判断材料とした原診断書を訂正した診断書を提出し、腰部脊柱管狭窄症の存在およびこれに伴う投薬（一部）の両事実や、変形性両膝関節症の傷病名を訂正しており、原診断書は信用性が低い。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人には告知義務違反があったことから、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、告知日から過去5年以内に、腰部脊柱管狭窄症および変形性両膝関節症を原因とする通院・投薬歴があったことを、告知書に記載していなかった。
- (2)申立人は、告知日から過去5年以内に、傷病名によらず通院・投薬期間が7日間以上にわたっていたことを、告知書に記載していなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反が認められ、また、原診断書の信用性が低いことを理由とした契約解除の取消しは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。